

喀痰吸引等制度について



広島県 健康福祉局 医療介護基盤課



喀痰吸引等制度とは

介護職員等が、**医療行為**である「たんの吸引」等の行為を、**一定の条件の下**で実施することができる制度です。
平成24年に法制化されました。

喀痰吸引等行為

喀痰吸引	①口腔内
	②鼻腔内
	③気管カニューレ内部
経管栄養	④胃ろうまたは腸ろう
	⑤経鼻



喀痰吸引等制度の基本要件

1. **医師の指示書**があること
2. 介護職員等が「**認定特定行為業務従事者**」であること
・「登録研修機関」等で研修修了後、県による認定が必要です。
3. 介護事業所等が「**登録特定行為事業者**」であること
・実施行為種別や従事者名簿等を県に登録する必要があります。



3

年に一回以上は自己点検を

- ・介護職員等による医療的ケアを実施する場合、社会福祉士及び介護福祉士法に規定された一定の要件を満たす必要があります。
- ・**利用者の安全を期するため、定期的に自己点検を行い、医療的ケアを適切に実施してください。**

【自己点検シート掲載場所】

広島県 医療介護基盤課 のホームページ
定期的な自己点検について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/kakutan-top01.html>



4

過去の指導事例

- 事業者登録を行わず、介護職員が実施
- 事業者登録はしているが、県の資格認定を受けていない職員が実施
- 事業者として登録した行為以外の特定行為を実施
- 従事者名簿の変更届出の失念 等

⇒他県では、施設長・介護職員の逮捕や書類送検となった事例もあります。
必要なケアを安全に提供するための制度であることにご理解ください。



5

原則として医療行為ではないもの

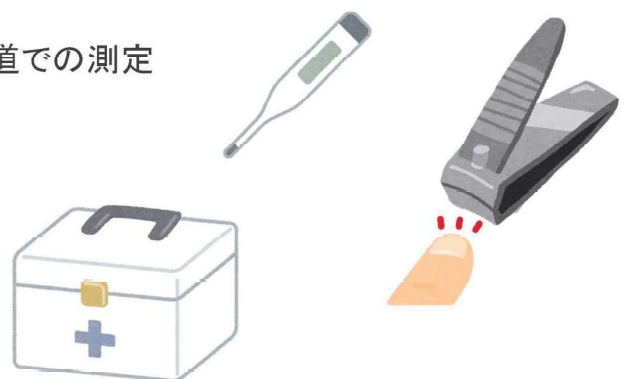
1. 体温、血圧測定

水銀・電子・耳式電子体温計による腋下、外耳道での測定
自動血圧測定器による測定

2. 軽微な切り傷・擦り傷・やけど等の処置 専門的な判断や技術を必要としない処置

3. 爪切り、やすりがけ

爪そのものに異常がなく、爪周囲の皮膚にも化膿・炎症がなく糖尿病等の疾患で専門的管理が必要でない場合



6

原則として医療行為ではないもの

4. 日常的なオーラルケア

歯ブラシ、綿棒、巻き綿子などを用いて歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除いて清潔にする（重度の歯周病等が無い場合）



- ・その他、原則として医療行為ではないと考えられるものについては、**厚生労働省医政局長通知**をご確認ください。

医師法第17条、歯科医師法第17条及び
保健師助産師看護師法第31条の解釈に
ついて（その2）



7

証明事務手数料の変更について

- ・広島県証明事務手数料条例の改正により、**令和8年4月1日から、証明事務手数料が700円から800円に引き上げられます。**



- ・喀痰吸引等制度に関する証明事務手数料で変更があるものは、**「認定特定行為業務従事者証証明手数料」**のみです。
（※「認定特定行為業務従事者の認定申請手数料」は700円のまま）



8

【問合せ先】

広島県 医療介護基盤課 介護人材グループ

T E L: 082-513-3142

E-Mail: kaigojinzai@pref.hiroshima.jp

H P: 

